

医薬品品質フォーラム・討論会、2012-11-
15国立医薬品食品衛生研究所

JIS Z 0108 : 2012 包装用語 について

公益社団法人 日本包装技術協会
技術参与 小島 瞬治

JIS Z 0108 : 2012 包装用語とは

- ◆ 包装産業界全体をカバーする用語の定義集
- ◆ その構成は、
 - a) 包装一般 (148)
 - b) 包装材料 (175)
 - 1) 紙・板紙関係 (33)
 - 2) プラスチック関係 (54)
 - 3) 金属関係 (30)
 - 4) ガラス関係 (15)
 - 5) 木材関係 (28)
 - 6) その他の材料関係 (15)
 - c) 包装機械 (41)
 - d) 環境関係 (27)
 - e) 情報関係 (25)

合計416用語を網羅
用途別には分類していない

対応国際規格 ISO 21067 : 2007

Packaging — Vocabulary

- 包装に特化した用語集
- その構成は、
 - 2.1 Basic terms (4)**
 - 2.2 General terms (17)**
 - 2.3 Types of packaging (product) (21)**
 - 2.4 Packaging materials (5)**
 - 2.5 Auxiliary terms in use with packaging (13)**
 - Annex A : Further terms used in relation to materials used in packaging (10)**

合計61用語のみを定義

JIS Z 0108 2012年改正の 目的と方向性

- **JIS Z 0108 : 2005** は改正後5年を経過しており、見直すべき時期
 - **ISO 21067 : 2007** が制定され、国際統合化が必要
 - 情報関係用語の新分類を追加し、用語を整理・拡充(安心・安全に係る社会ニーズ)
-
- **ISO規格**で定義されていて旧**JIS**にない用語は追加
 - **ISO規格**で名詞／動詞が別々に定義されている用語は名詞に統一
 - 同義語の取り扱い、表形式／細別形式(**JIS**方式を採用)
 - **MOD**扱い

分科会の委員構成

(包装産業界を網羅)

	氏名	所属
(主査)	小島 瞬 治	東洋製罐株式会社
(委員)	小野 拓 邦	工学院大学工学部
	名 木 稔	財団法人クリーン・ジャパン・センター
	金子 武 弘	社団法人日本電機工業会(ソニー株式会社)
	長 島 康 男	社団法人日本包装機械工業会
	西 原 一	社団法人プラスチック処理促進協会
	今 井 弘	社団法人日本自動認識システム協会
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	三 浦 一 憲	全国日本段ボール工業組合連合会 (レンゴー株式会社)
	吉 永 茂 樹	日本ガラスびん協会
	岸 恭 二	紙パルプ技術協会
	中 田 一 範	日本製缶協会
	内 田 清 春	全日本輸出梱包工業組合連合
	下山田 正 博	軟包装衛生協議会
	荒 井 拓 哉	日本包装管理士会
(事務局)	澤 村 邦 夫	社団法人日本包装技術協会包装技術研究所

用語定義のあり方 (1)

Red cat : A cat that is red

JIS Z 0108 :

2415	木理 (もくり)	一般に木目という(木材組織の性状により, 木材の表面に現われた年輪をいう)。	grain
2416	木理の傾斜	製材品の木端(こば)面に現われた木理の傾斜をいう。	slope of grain

JIS Z 0108 :

2415	木理 (もくり)	木材組織の性状によって, 木材の表面に現れた年輪。一般に木目という。	grain
2416	木理の傾斜	製材品の木端(こば)面に現われた木理の傾斜。	slope of grain

用語定義のあり方 (2)

JIS Z 0108 :

2005

2503

粘着剤

無溶媒状態で、常に粘着性を保持する材料のこと。ごくわずかの圧力で固体表面に瞬間的に接着するが接着力は比較的弱い。こん包用の接着テープ、ラベルなどに用いる。感圧性接着剤ともいう。

Pressure sensitive adhesive

JIS Z 0108 :

2012

2603

粘着剤

無溶媒状態で常に粘着性(タック)を示す材料。指圧程度で瞬間的に貼れ、被着材上に十分な保持力を示す。また、剥がすときには、被着材からきれいに剥がれるぐらい十分な凝集力をもっている。一般に粘着剤を支持体(基材)上に塗布したものが粘着製品で、こん包用には粘着テープ及びラベルがある。英語名の直訳から、感圧接着剤と呼ばれることもある。

pressure sensitive adhesive

ISOの定義とJISの定義(1)

2.1.1 packaging

〈product〉 any product to be used for the containment, protection, handling, delivery, storage, transport and presentation of goods, from raw materials to processed goods, from the producer to the user or consumer, including processor, assembler or other intermediary

2.1.2 packaging

〈operation〉 operations involved in the preparation of goods for containment, protection, handling, delivery, storage, transport and presentation of goods, from raw materials to processed goods, from the producer to the user or consumer

NOTE The term includes preservation, packing, marking and unitization.

2.1.3 pack, noun

package, noun

packaging (2.1.1) and its contents

2.1.4 pack, verb

package, verb

create a package (2.1.3)

このISO規格は妥協の産物

ISOの定義とJISの定義(2)

1001	包装	物品の輸送, 保管, 取引, 使用などに当たって, その価値及び状態を維持するための適切な材料, 容器, それらに物品を収納する作業並びにそれらを施す技術又は施した状態。	packaging [2.1.2, 2.1.2]
1018	パッケージ	包装, 容器, 包装物品又は輸送貨物の総称。 なお, 袋, 容器などに包み込み又は封かんした一単位の物品を意味する場合もある。	package
1019	パッケージング	包装(1001参照参照)と同義。 また, 容器 [1028(1)] を意味する場合もある。	packaging
1028	容器	物品又は包装物品を収納する入れ物の総称で, 次のものがある。 a) 包装, 出荷などに利用する容器 b) コンテナ また, 用途, 構造, 使用法, 目的などによって内装容器, 外装容器, 複合容器などがある。	container [2.2.1, 2.2.15]
1002	容器包装	商品の容器及び包装であって, 当該商品が費消され又は当該商品と分離された場合に不要となるもの。 注記 この用語は, “容器包装に係る分別収集, 再商品化の促進などに関する法律(通称: 容器包装リサイクル法)”によって新しく導入された。	containers and packaging

「包装・容器」は「包装」に統一

JIS Z 0108 : 2012 の定義(1)

1003	個装, 基本包装, 単位包装, 一次包装	物品個々の包装で, 物品の商品価値を高めるため若しくは物品個々を保護するための適切な材料, 容器, それらを物品に施す技術又は施した状態。商品として表示などの情報伝達の媒体にすることもできる。 注記 基本包装, 単位包装及び一次包装は, ISO規格に整合させて追加した。	individual packaging, base pack or unit pack, primary packaging [2.2.2, 2.2.9]
1004	内装	包装貨物の内部の包装で, 物品に対する水, 湿気, 光, 熱, 衝撃などを考慮した適切な材料, 容器, それらを物品に施す技術又は施した状態。	inner packaging
1005	外装, 二次包装	包装貨物の外部の包装で, 物品若しくは包装物品を箱, 袋, たる, 缶などの容器に入れ又は無容器のまま結束し, 記号, 荷印などを施した材料, 容器, 又は施した状態。二次包装ともいう。	outer packaging, secondary packaging [2.2.3]

JIS Z 0108 : 2012 の定義(2)

1006	工業包装	物品を中間業者に配送すること, 及び/又は保管することを主目的として施す包装。	industrial packaging [2.2.6]
1007	商業包装	商品の一部として又は商品をまとめて取り扱うために, 商業取引の各レベルに合わせて施す包装。	commercial packaging [2.2.10]
1008	輸送包装, 配送包装	輸送を目的として物品に施す包装。こん包と呼ぶこともある。	transport packaging, distribution packaging
1009	消費者包装, 生活者包装, 小売包装, 販売包装	物品などについて消費者の手元に渡るために施す包装。 注記 小売包装及び販売包装はISO規格に整合させて追加した。	consumer packaging, retail packaging, sales packaging [2.2.5]
1010	業務用包装	各種事業所(学校, 病院, ホテル, 食堂など)へ多量に, かつ, 継続的に供給する物品を, 大きな単位にまとめた包装。	institutional packaging
1011	バルク包装	作業の容易化及び内容品を一度にまとめるために施す包装又は個装を簡略化した包装。	bulk packaging [2.2.7]
1012	追包装	集合包装で構成された複数の包装貨物を, 輸送過程で取りまとめるために容易に追加することができる包装。	Overpack [2.2.13]

包装事例



二次包装



一次包装

局方での定義

一次包装：医薬品分類、製品名、効能、成分、用途・用量、注意等を明記



- ・チャイルドレジスタント**PTP**包装には製品名しか表示されていない
- ・要件は外箱に記載されている **それでは外箱が一次包装???**



- ・**PTP**包装品がアルミラミネートパウチに収納されている製品がある
- ・パウチを開封すると品質劣化が進行 **PTP包装はJISの一次包装???**
- ・パウチと**PTP**包装のセットで品質保持 **どれが一次包装???**

JIS Z 0108 : 2012 での定義

- チャイルドレジスタントPTP包装は「個装」である
- アルミラミネートパウチは「内装」である
- 紙箱は「外装」、「消費者包装」、「小売包装」である



- 「一次包装」、「二次包装」などの用語に拘る必要はない。同義語がある。



- メーカーでは更に箱詰めされ、パレット積みして出荷される
これらを三次包装、四次包装と呼ぶ必要はない
(ISOにも「一次包装」、「二次包装」の定義はあるが、「三次包装」はない)

まとめ

- 1) **JIS Z 0108 : 2012** は **ISO 21067 : 2007** と整合している (MOD)
- 2) **JIS Z 0108 : 2012** は包装産業界を網羅した規格となっている
- 3) 用語の定義は国、業界により異なる → 整合化 → **ISO, JIS**
- 4) 同義語の活用を推奨

ご清聴ありがとうございました